

ID: 79

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	都市再生特別地区における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第60条の2第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (容積率) 第52条 14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。 (1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物 (2) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物 (3) 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第5項第4号において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの (都市再生特別地区) 第60条の2 4 都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第52条第1項各号に掲げる数値(第57条の2第6項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。)とみなして、第52条の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日